（案）

㊥

岡 賃 審 第　　号
令和８年 11 月４日

岡 山 労 働 局 長
　森實　久美子　殿

岡山地方最低賃金審議会
会　長　　西田　和弘

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月３日付け岡労発基 0703 第２号及び７月 30 日付け岡労発基 0730 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第６条第５項の規定による議決に基づき答申する。

別　紙

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
　岡山県の区域

２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業
（２）電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
（３）情報通信機械器具製造業
（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間１，１４７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　法定どおり